

認定診療放射線技師規程

平成 30 年 2 月 24 日 制定

平成 30 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 12 月 15 日 改正

令和 2 年 12 月 11 日 改正

令和 7 年 2 月 22 日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)定款第4条の目的を達成するために、特定の医療分野において診療放射線技師を認定することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は広い知識と安全で高い技術を備え、放射線等の技術向上および発展に寄与する診療放射線技師の認定について適用する。

2 オートプシー・イメージング(Ai)認定診療放射線技師については、別に定める。

(認定)

第3条 認定診療放射線技師とは、本会の認定診療放射線技師認定審査に合格した者をいう。

2 認定とは、下部消化管認定診療放射線技師をいう。

(資格条件)

第4条 認定診療放射線技師は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許を有すること
- (2) 診療放射線技師免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有しており、そのうち通算 3 年以上は第 3 条第 2 項の認定診療放射線技師分野での実務経験を有していること

(認定証の交付)

第5条 本会が、認定診療放射線技師として認定した者に対し、認定診療放射線技師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定者を認定診療放射線技師名簿は、原則として氏名を本会ホームページにて公表する。

(認定の有効期間と更新)

第6条 認定診療放射線技師認定資格の有効期間は認定日より 5 年間とし、以後は別に定める

更新手続きを行うことで更新できる。

- 2 第4条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 24 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 12 月 15 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行する。
- 5 この規程は、令和 7 年 2 月 22 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。